

新水経理第 35 号
新水技第 40 号
令和 8 年 5 月 25 日

入札参加者 各位

総務部 経理課長
総務部 技術管理室長

アスファルト合材等の価格高騰に伴う単品スライド条項の運用について（お知らせ）

今般、イランを巡る中東情勢の緊迫化を背景に、原油を原料とするアスファルト合材等の建設資材が高騰する見込みとなっています。これら建設資材の高騰に対しては、単品スライド条項（工事請負契約約款第 27 条第 5 項に対応するもの）により対応いたします。

つきましては、下記のとおり運用しますので、お知らせします。なお、不明な点がありましたら、実際の工事における運用については監督員に、制度については技術管理室にお問い合わせください。

記

1. 単品スライド条項の運用マニュアル

「工事請負契約約款第 27 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和 4 年 10 月 7 日（第 3 版）」（新潟市）にしたがうこととする。

なお、マニュアル中「新潟市長」とある箇所については、「新潟市水道事業管理者」と読み替える。

2. 単品スライド条項の適用対象

対象工事：全ての工事（工事請負契約約款により契約したもの。請書によるものも含む。）

対象資材：アスファルト合材などの主要な建設資材を対象とする。

適用条件：特別な要因により、当該資材の価格変動額が対象工事の請負代金額（全体額）の 1% を超えた場合に適用され、変更請求が可能となる。

3. その他

- ・単品スライドは、全体スライドまたはインフレスライドとの併用も可能。
- ・運用マニュアルに定めのないことについては、国交省の通知等を参照するほか、受発注者協議により決定する。
- ・工事金額が増額となったときは受注者から、減額となる場合は発注者から請求を発議する。

以上

【問合せ先】

総務部 技術管理室 技術管理担当